

付 議 第 2 号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案

高知県教育委員会行政組織規則（昭和 43 年高知県教育委員会規則第 6 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の目的

平成 23 年度の定期の組織見直しに伴い、組織、分掌事務及び事務局の職制について改正を行うもの

2 改正の主な内容

(1) 組織について

- ア 全国生涯学習フォーラム推進課を廃止する。
- イ 新図書館整備課を置く。
- ウ 高等学校課に課内室として再編振興室を置く。

(2) 分掌事務について

教育センターの内部組織の見直し

- ア 特別支援教育に係る教育相談、校内研修等の主な業務を特別支援学校に移す。
- イ 情報教育業務（研修を除く。）を教育政策課に移管する。

(3) 事務局の職制について

高等学校課に企画監及び室長を置く。

3 施行期日

平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙)

教育委員会規則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「（課及びその内部組織）」に改め、同条中「全国生涯学習フォーラム推進課」を「新図書館整備課」に改め、同条に次の1項を加える。

2 高等学校課の内部組織として、再編振興室を置く。

第7条第1項中「高知県青少年センター」を「高知県立青少年センター」に改める。

第8条中「徳島県鳴門市」を「徳島県鳴門市及び愛媛県松山市」に改める。

第9条第16号中「及び調整」を「、調整及び支援」に改める。

第13条第17号中「再編計画」を「再編及び振興」に改める。

第15条の2を次のように改める。

（新図書館整備課）

第15条の2 新図書館整備課の分掌事務は、新図書館等の整備に関する事務とする。

第23条第2項第10号中「の企画及び実施並びに」を「及び」に改め、同条第3項第6号を削り、同項第7号中「研修」を「研修及び指導」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号を同項第7号とし、同項第9号を同項第8号とする。

第37条の表中

「

| | |
|------|-------------------------------------|
| 課長補佐 | 課長を補佐し、所属職員を指揮監督するほか、課相互間の連絡調整に当たる。 |
|------|-------------------------------------|

」

を

「

| | |
|------|-------------------------------------|
| 課長補佐 | 課長を補佐し、所属職員を指揮監督するほか、課相互間の連絡調整に当たる。 |
| 室長 | 室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |

」

に改める。

第38条第1項の表課の項中「（全国生涯学習フォーラム推進課を除く。）」を削り、同表中

| | |
|-------|-----|
| 生涯学習課 | 企画監 |
|-------|-----|

を

| | |
|----------------|-----|
| 高等学校課 | 企画監 |
| 高等学校課 再編振興室 | 室長 |

に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

目次 略

高知県教育委員会行政組織規則(抜粋)

本則

第2章 事務局

第1節 課及び事務所の設置並びに名称等

(課及びその内部組織)

第6条 事務局に課として、教育政策課、総務福利課、幼保支援課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、生涯学習課、新図書館整備課、文化財課、スポーツ健康教育課及び人権教育課を置く。

2 高等学校課の内部組織として、再編振興室を置く。

(事務所)

第7条 事務局に属する事務所として、教育委員会の事務の一部を処理させるため、教育事務所及び高知県立青少年センター(以下「青少年センター」という。)を置く。

2~4 略

(教育センター県外留学生駐在所)

第8条 高知県教育公務員の長期研修に関する規則(昭和42年高知県教育委員会規則第9号)第2条第2号に規定する国内留学研修の一部を行うため、徳島県鳴門市及び愛媛県松山市に教育センター県外留学生駐在所を置く。

第2節 分掌事務

第1款 課の分掌事務

(教育政策課)

目次 略

高知県教育委員会行政組織規則(抜粋)

本則

第2章 事務局

第1節 課及び事務所の設置並びに名称等

(課)

第6条 事務局に課として、教育政策課、総務福利課、幼保支援課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、生涯学習課、全国生涯学習フォーラム推進課、文化財課、スポーツ健康教育課及び人権教育課を置く。

(事務所)

第7条 事務局に属する事務所として、教育委員会の事務の一部を処理させるため、教育事務所及び高知県青少年センター(以下「青少年センター」という。)を置く。

2~4 略

(教育センター県外留学生駐在所)

第8条 高知県教育公務員の長期研修に関する規則(昭和42年高知県教育委員会規則第9号)第2条第2号に規定する国内留学研修の一部を行うため、徳島県鳴門市に教育センター県外留学生駐在所を置く。

第2節 分掌事務

第1款 課の分掌事務

(教育政策課)

第9条 教育政策課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(15) 略

(16) 情報教育の推進に関する企画、調整及び支援に関すること。

(17)～(19) 略

(高等学校課)

第13条 高等学校課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(16) 略

(17) 県立高校の再編及び振興に関すること。

(18)～(21) 略

(新図書館整備課)

第15条の2 新図書館整備課の分掌事務は、新図書館等の整備に関する事務とする。

5

第3章 教育機関

第1節 教育センター

(事務分掌)

第23条 略

2 教職研修部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(9) 略

(10) 特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒に対する教育相談及び就学相談に関すること。

3 学校支援部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 教職員の情報教育に関する研修及び指導に関すること。

(7) 略

(8) 略

第9条 教育政策課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(15) 略

(16) 情報教育の推進に関する企画及び調整に関すること。

(17)～(19) 略

(高等学校課)

第13条 高等学校課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(16) 略

(17) 県立高校の再編計画に関すること。

(18)～(21) 略

(全国生涯学習フォーラム推進課)

第15条の2 全国生涯学習フォーラム推進課の分掌事務は、全国生涯学習フォーラムに関する事務とする。

第3章 教育機関

第1節 教育センター

(事務分掌)

第23条 略

2 教職研修部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(9) 略

(10) 特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒に対する教育相談の企画及び実施並びに就学相談に関すること。

3 学校支援部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 情報教育に関する専門的事項の指導に関すること。

(7) 教職員の情報教育に関する研修に関すること。

(8) 略

(9) 略

第6章 職制

(職務)

第37条 前条に定めるもののほか、事務局職員及び教育機関職員のうちから命ずる次の表の左欄に掲げる職の職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 職 | 職務 |
|--------|---|
| 課長 | 課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |
| 企画監 | 高度な専門的政策の企画及び総合調整事務に従事し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。 |
| 所長 | 所又はセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |
| 館長 | 館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |
| 部長 | 部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |
| 副参事 | 特に高度の専門的事務又は技術に従事し、当該事務又は技術に従事する職員を指揮監督するほか、特命の事務又は技術に従事する。 |
| 課長補佐 | 課長を補佐し、所属職員を指揮監督するほか、課相互間の連絡調整に当たる。 |
| 室長 | 室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |
| 専門企画員 | 担任する専門的施策等の立案及び総合調整の事務に従事し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。 |
| 次長 | 所長又は館長を補佐し、所属職員を指揮監督する。 |
| チーフ | 担任の事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。 |
| 主任管理主事 | 高度な学校管理の事務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。 |
| 主任指導主事 | 高度な教育に関する専門的事務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。 |

第6章 職制

(職務)

第37条 前条に定めるもののほか、事務局職員及び教育機関職員のうちから命ずる次の表の左欄に掲げる職の職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 職 | 職務 |
|--------|---|
| 課長 | 課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |
| 企画監 | 高度な専門的政策の企画及び総合調整事務に従事し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。 |
| 所長 | 所又はセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |
| 館長 | 館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |
| 部長 | 部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |
| 副参事 | 特に高度の専門的事務又は技術に従事し、当該事務又は技術に従事する職員を指揮監督するほか、特命の事務又は技術に従事する。 |
| 課長補佐 | 課長を補佐し、所属職員を指揮監督するほか、課相互間の連絡調整に当たる。 |
| 専門企画員 | 担任する専門的施策等の立案及び総合調整の事務に従事し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。 |
| 次長 | 所長又は館長を補佐し、所属職員を指揮監督する。 |
| チーフ | 担任の事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。 |
| 主任管理主事 | 高度な学校管理の事務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。 |
| 主任指導主事 | 高度な教育に関する専門的事務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。 |
| 主任社会 | 高度な社会教育に関する専門的事務に従事し、当該事務に従 |

| | |
|----------|--|
| 主任社会教育主事 | 高度な社会教育に関する専門的業務に従事し、当該業務に従事する職員を指揮監督する。 |
| 主任 | 高度の専門的業務又は技術に従事し、当該業務又は技術に従事する職員を指揮監督する。 |
| 社会教育主事 | 社会教育に関する専門的業務に従事する。 |
| 管理主事 | 学校管理の業務に従事する。 |
| 指導主事 | 教育に関する専門的業務に従事する。 |
| 主幹 | 特定の業務又は技術に従事する。 |
| 主査 | 高度の業務又は技術に従事する。 |
| 主事 | 業務に従事する。 |
| 技師 | 技術に従事する。 |

(事務局に置く職員)

第38条 事務局に教育次長及び子育て・親育ち推進監を置くほか、次の表の左欄に掲げる組織に、同表の右欄に掲げる職員を置く。

| 組織 | 左の組織に置く職員 |
|------------|--------------------------------|
| 課 | 課長 課長補佐 チーフ |
| 教育政策課 | 企画監 |
| 幼保支援課 | 企画監 |
| 高等学校課 | 企画監 |
| 高等学校課再編振興室 | 室長 |
| 教育事務所 | 所長 企画監 次長(必要と認める教育事務所に限る。) チーフ |
| 青少年センター | 所長 次長 課長 チーフ |

2 略

| | |
|--------|--|
| 教育主事 | 事する職員を指揮監督する。 |
| 主任 | 高度の専門的業務又は技術に従事し、当該業務又は技術に従事する職員を指揮監督する。 |
| 社会教育主事 | 社会教育に関する専門的業務に従事する。 |
| 管理主事 | 学校管理の業務に従事する。 |
| 指導主事 | 教育に関する専門的業務に従事する。 |
| 主幹 | 特定の業務又は技術に従事する。 |
| 主査 | 高度の業務又は技術に従事する。 |
| 主事 | 業務に従事する。 |
| 技師 | 技術に従事する。 |

(事務局に置く職員)

第38条 事務局に教育次長及び子育て・親育ち推進監を置くほか、次の表の左欄に掲げる組織に、同表の右欄に掲げる職員を置く。

| 組織 | 左の組織に置く職員 |
|---------|---------------------------------|
| 課 | 課長 課長補佐(全国生涯学習フォーラム推進課を除く。) チーフ |
| 教育政策課 | 企画監 |
| 幼保支援課 | 企画監 |
| 生涯学習課 | 企画監 |
| 教育事務所 | 所長 企画監 次長(必要と認める教育事務所に限る。) チーフ |
| 青少年センター | 所長 次長 課長 チーフ |

2 略